

**【米国中小企業庁（SBA）による小規模事業者に対する支援】**

米国中小企業庁（SBA）は、新型コロナウイルスにより経済的な被害を受けている小規模事業者に対し、運転資金として最大200万ドルを貸し付ける「Economic Injury Disaster Loan Program」を提供しています。貸付利率は3.75%（非営利団体に関しては2.75%）、返済期間は最大30年間とされ、当館管轄地域（イリノイ州，インディアナ州，アイオワ州，カンザス州，ミネソタ州，ミズーリ州，ネブラスカ州，ノースダコタ州，サウスダコタ州，ウィスコンシン州）はいずれも対象となっています。対象となる小規模事業者その他の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.sba.gov/disaster-assistance/coronavirus-covid-19>

<https://www.sba.gov/document/support--table-size-standards>

<https://www.sba.gov/size-standards/>

<https://www.journalofaccountancy.com/news/2020/mar/sba-disaster-loans-how-to-apply-small-businesses-coronavirus.html>（米国公認会計士協会による本制度の解説）